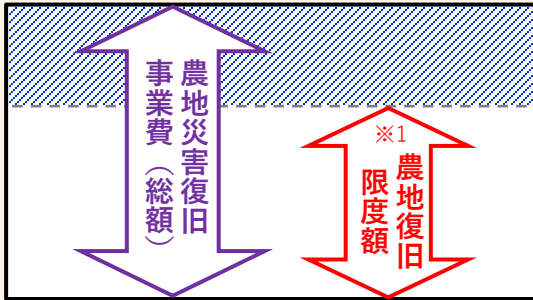


# 災害復旧事業における「農地復旧限度額」とは

農地の災害復旧事業には、国庫補助の対象となる災害復旧事業費に限度額（農地復旧限度額）があります

## ～ 国庫補助の対象 ～

農地の災害復旧事業費の総額が農地復旧限度額を超える場合、農地復旧限度額までを国庫補助の対象とし、超過分は国庫補助の対象外となります。



### 国庫補助対象外\*2

\*2 農地復旧限度額の超過分の一部または全部を地方公共団体が負担する場合には、国庫補助分の残額の負担と同様に、補助災害復旧事業債の起債対象

- ・起債充当率：現年災 90%  
過年災 80%
- ・交付税措置率：95%

### 国庫補助対象

※1 農地復旧限度額：農地を造成するのに要する標準的な費用

## ～ 農地復旧限度額の算定式 ～

農地復旧限度額は、当該災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額として、農林水産大臣が毎年定めているもので、下記の算定式によって算出します。

$$\text{農地復旧限度額 (千円)} = \text{農地面積 (a)} \times 0.682 \times 1,000 \times K$$

※ 農地面積：復旧すべき農地面積で影響範囲等を含む（単位：アール）

※ K：換算係数（毎年度改訂（R7年度：1.453））

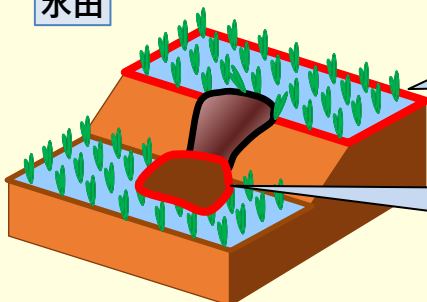
## ～ 農地復旧限度額の算定における農地面積 ～

農地復旧限度額を算定する際の農地面積は、農地の種類（水田、畑・果樹園）や被害の形態に応じて以下のとおりとします。

$$\text{農地面積} = \begin{cases} \text{(A) 水田 (法崩れ)} & \rightarrow \text{水張り面積} \\ \text{(B) 水田 (土砂堆積)} & \rightarrow \text{土砂堆積面積} \\ \text{(C) 畑・果樹園 (崩壊)} & \rightarrow \text{崩壊面積} + \text{影響面積} \end{cases}$$

畑地・果樹園は、崩壊面積に加え、その周辺に崩壊の影響が及ぶため、営農できない面積も考慮して算出。

### 水田



(A)水田 (法崩れ)

農地面積 =  
水張り面積

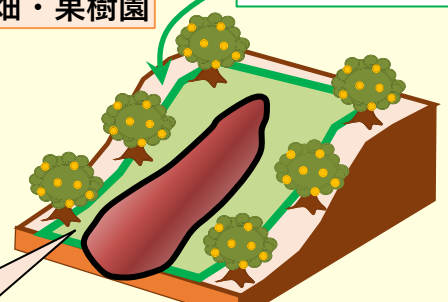
(B)水田 (土砂堆積)

農地面積 =  
土砂堆積面積

(C)畑・果樹園 (崩壊)

農地面積 =  
崩壊面積 + 影響範囲

### 畑・果樹園



※畑・果樹園で土砂堆積の被害が生じた場合は、(B)と同様に土砂堆積面積が対象面積となります。

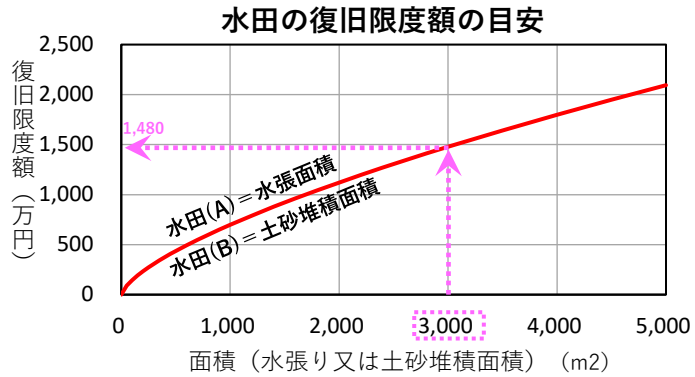
※対象面積となるのは農地のみであり、耕作していない法面等は対象面積に含みません。

# ～ 農地復旧限度額の目安 ～

## 水田の復旧限度額の目安

(例) **3,000m<sup>2</sup> (30a) のほ場の一部で  
法崩れ (A) があった場合**

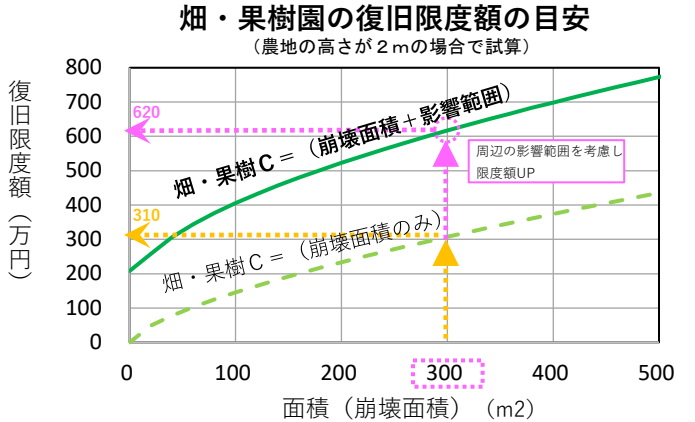
- ・ 農地面積 = 水張り面積 3,000m<sup>2</sup>
- ・ 農地復旧限度額：約**1,480万円**



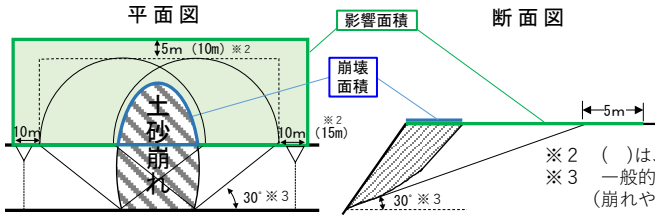
## 畑・果樹園の復旧限度額の目安

(例) **300m<sup>2</sup>の崩壊 (C) があった場合**

- ・ 農地面積 = 崩壊面積 300m<sup>2</sup> + 影響面積 ※1
  - ・ 農地復旧限度額：約**620万円**
- ※1 農地の高さ 2 m で影響面積が533m<sup>2</sup>の場合



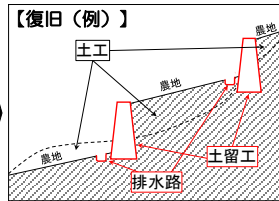
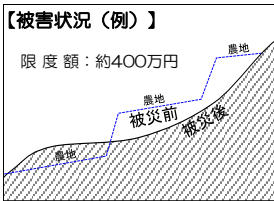
### < 影響面積の算定方法 >



※2 ( )は、北海道における場合です。  
 ※3 一般的な畑・果樹園では角度を30°とします。  
 (崩れやすい特殊土地帯の果樹園では角度を15°とします)

※ 復旧限度額は令和7年度の係数で試算した額で目安です

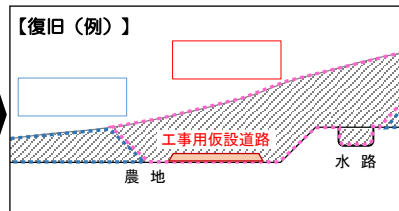
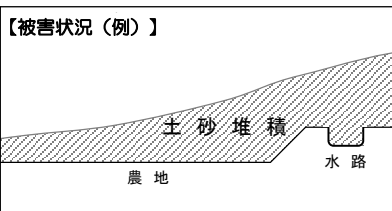
# ～ 農地と農業用施設の災害復旧事業が隣接する場合 ～



	災害復旧事業費	復旧限度額
土工	350万円	400万円
排水路	100万円	なし
土留工	450万円	なし
合計	900万円	

- ・ 農業用施設(排水路と土留工)に係る災害復旧事業費の計550万円については、復旧限度額の定めがないため、全額が国庫補助の対象となります。
- ・ 農地(土工)に係る災害復旧事業費の350万円は、復旧限度額の400万円を下回るため、全額が国庫補助の対象となります。

※ 受益農家2戸以上の土留工は農業用施設として復旧しますが、受益者1戸の土留工を農業用施設として復旧するには、公共的団体(市町村、JA、改良区等)の財産として移転登記する必要があります。



- ・ 農地と水路が一体的に被災した場合における農地の災害復旧事業費は、全体の災害復旧事業費から、農業用施設(水路)の災害復旧に要する災害復旧事業費(左図の工事用仮設道路を含む)を差し引いた額とします。
- ・ この農地の災害復旧事業費が農地復旧限度額を超えなければ、農地の災害復旧事業費の全額が国庫補助の対象となります。

## 【お問い合わせ先】

担当部課名	電話番号	担当部課名	電話番号
全国 農村振興局整備部防災課災害対策室	03-6744-2211	近畿 近畿農政局農村振興部防災課	075-414-9562
東北 東北農政局農村振興部防災課	022-262-1394	中四国 中国四国農政局農村振興部防災課	086-224-9424
関東 関東農政局農村振興部防災課	048-740-0567	九州 九州農政局農村振興部防災課	096-300-6519
北陸 北陸農政局農村振興部防災課	076-232-4727	北海道 北海道農政局農村振興局農村整備課	011-204-5425
東海 東海農政局農村振興部防災課	052-223-4640	沖縄 沖縄総合事務局農林水産部農村振興課	098-866-1652